

大桑配水場警備業務委託仕様書

1. 業務名 大桑配水場警備業務委託
2. 警備対象施設
 - (1) 所在地 金沢市大桑町地内
 - (2) 施設名 大桑配水場
3. 委託期間 令和元年12月1日から令和10年11月30日まで
4. 警備方法 機械警備
5. 警備業務
 - (1) 不法侵入、盗難その他の不良行為による異常の拡大防止
 - (2) 事故認知時における関係機関への通報及び連絡
 - (3) 事故報告書・月次警備報告書の提出
 - (4) 非常通報業務
6. 警備装置
 - (1) 警備装置について
本業務における警備装置とは、上記警備業務を実施するために必要な感知機器、警報発信装置（以下「警備用主装置」という。）等である。
※警備用主装置は、警備の開始及び解除が可能なものとする。
 - (2) 警備装置の設置箇所等について
受注者は発注者に対し、あらかじめ警備装置の種類、設置箇所及び維持管理方法を書面で提出し、発注者の承諾を得るものとする。また、警備装置の設置箇所等を変更する場合も同様とする。
7. 警備担当時間
防犯警備 24時間対応
8. 警備実施要領
 - (1) 勤務配置
受注者は、契約締結時に下記事項を書面をもって、発注者に提出するものとする。
 - ① 基地局及び待機所の名称及び所在地
 - ② 待機所からの路程又は通常の対処時間
 - ③ 受注者の指揮監督・報告連絡の体制

(2) 警備機構

①警備対象施設で発生した異常事態を受注者の基地局へ自動的に通報する機能を有すること。

②受注者の基地局

受注者は、警備実施時間中、警報受信装置を監視するとともに、常に警備隊員との連絡を保持すること。

③警備隊員

常に受注者の基地局と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えること。また、原則受注者所定の制服を着用すること。

(3) 警備実施時間

開始時期は、警備対象施設の警備用主装置から警備作動開始の信号を受注者が受信した時からとし、終了時期は、警備対象施設の警備用主装置から警備作動解除の信号を受注者が受信した時とする。

9. 異常時における受注者の処理

受注者は、警備実務時間内に警備対象施設に異常事態の発生を認知した時は、不法侵入、盗難その他の不良行為に係るものであれば、直ちに警備対象施設に急行し、場内の異常事態を確認したうえで警察本部及び発注者の指定する連絡先に連絡するものとする。

10. 事故報告書等の提出

警備実務時間中に事故等が発生したときは、受注者は速やかに事故報告書を発注者の警備責任者に提出しなければならない。また毎月、警備記録を記した月次報告書を提出しなければならない。

11. 損害賠償責任

(1) 委託業務の執行において、受注者又は受注者の従業員の責に帰すべき事由により、発注者又は発注者の職員及び発注者の認めた正当な契約物件の利用者が被る傷害及び損害に対し、受注者は次に掲げる損害賠償金額を限度として、その損害を補償するものとする。

①身体上の傷害については、1事故につき10億円

②財産上の損害については、1事故につき10億円

ただし、①及び②をあわせて1事故の総額は、10億円を限度とする。

(2) 発注者は、前項の傷害及び損害を被ったときは、傷害又は損害を知った日から7日以内に書面をもって、受注者に通知するものとする。

(3) 警備範囲は図面のとおりとするが、補償範囲は地下階まで含めるものとする。

1 2. 鍵・カード等の預託

業務の執行に必要な鍵・カード等は、発注者及び受注者の双方に預託し、預託された鍵・カード等はそれぞれが厳重に取扱い及び保管をするものとする。また、受注者が発注者に預託する鍵・カード等は36個とする。

1 3. 名簿の提出について

発注者は、受注者に対し、あらかじめ緊急連絡先名簿を提出するものとする。また発注者はこの名簿に変更があるときは、遅滞なく文書をもって通知するものとする。

1 4. 法令遵守

受注者は、業務執行に当たり警備業法、石川県公安委員会規則その他関係法令等を遵守しなければならない。

1 5. 支払方法

委託料は毎月定額とし、各年度により、下記表の支払い回数とする。

年度	回数	1回目	2回目	備考
1	1	12～3月分		各業務完了後
2～9	2	4～9月分	10～3月分	〃
10	2	4～9月分	10～11月分	〃

1 6. 警備装置の設置及び撤去

(1) 警備用配線及び警備装置は、業務開始までに受注者が施工するものとする。

施工・設置にあたって受注者は事前に発注者と協議の上、実施するものとする。なお、この号に係る経費については、委託料に含むものとする。

(2) 本業務期間満了時における警備装置の撤去は受注者の負担とする。撤去にあたっては原状復帰を原則とするが、発注者と残置を協議し認められたものはこの限りではない。

現状復帰にあたっては、業務に支障が生じないように、必要に応じて新受注者と協議するものとする。

(3) 受注者は、警備装置の作動不良等により、機械警備を行うことができない事情が生じた場合、発注者の承認を得て別途警備員を配置する等代替警備の対策を講ずるものとする。

1 7. 翌年度以降の契約について

(1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該委託業務の契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除できる。委託業務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。

(2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。

(3) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び委託内容の変更等があった場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、委託料を定めるものとする。

18. その他

(1) 警備対象施設から基地局へ通報する回線は、受注者の負担で敷設するものとし、回線の種類は問わない。本警備に関する回線使用料は、受注者の負担とする。また、回線の設置位置は発注者との協議のうえ決定する。

(2) カードリーダーは入口付近(屋内)に設置することとするが詳細は発注者と協議のうえ、決定する。

(3) 感知機器は警備をするにあたり必要な数を設置すること。